



鳥取県公報

平成 30 年 9 月 4 日 (火)
第 9 0 3 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (526) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (527) (〃) 2
	生活保護法による指定介護機関の休止の届出 (528) (〃) 3
	保安林の指定の解除 (529) (森林づくり推進課) 3
	海面における漁業の免許 (530) (水産課) 4
	内水面における漁業の免許 (531) (〃) 8
	遊漁規則の認可 (532) (〃) 9
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (533) (西部総合事務所福祉保健局) 12
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (文化政策課) 12
	落札者の決定 (警察本部会計課) 13

告 示

鳥取県告示第526号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町2083	特定施設入居者生活介護事業所さかい幸朋苑	境港市誠道町2082	介護予防特定施設入居者生活介護	平成30年6月1日

鳥取県告示第527号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者及び介護予防事業者の名称又は居宅介護事業所、介護予防事業所及び介護予防・日常生活支援事業所の名称若しくは所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
株式会社ハピ ネライフー光	三重県津市西丸之内36-25	ハピネヘルパーステーションハッピー米子	米子市米原七丁目2-18	訪問介護	平成30年5月1日
株式会社ライブアシスト	米子市角盤町一丁目3-11	ライブアシスト訪問介護事業所	米子市長砂町300-3	〃	〃
〃	〃	ライブアシスト訪問看護ステーション	米子市角盤町一丁目3-11	訪問看護	平成28年9月1日
〃	〃	〃	米子市長砂町300-3	〃	平成30年5月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
株式会社ライブアシスト	米子市角盤町一丁目3-11	ライブアシスト訪問看護ステーション	米子市角盤町一丁目3-11	介護予防訪問看護	平成28年9月1日

		ン			
〃	〃	〃	米子市長砂町300-3	〃	平成30年5月1日

3 介護予防・日常生活支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援事業所の名称	介護予防・日常生活支援事業所の所在地	変更年月日
株式会社ハピネライフー光	三重県津市西丸之内36-25	ハピネヘルパーステーションハッピー米子	米子市米原七丁目2-18	平成30年5月1日
株式会社ライブアシスト	米子市角盤町一丁目3-11	ライブアシスト訪問介護事業所	米子市長砂町300-3	〃

鳥取県告示第528号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	休止年月日
社会福祉法人日南福祉会	日野郡日南町下石見2315	グループホーム虹の郷	日野郡日南町生山346-1	認知症対応型共同生活介護	平成30年8月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	休止年月日
社会福祉法人日南福祉会	日野郡日南町下石見2315	グループホーム虹の郷	日野郡日南町生山346-1	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成30年8月1日

鳥取県告示第529号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成30年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）解除に係る保安林の所在場所

米子市和田町字浜田灘東1の6・字二割屋敷東3688の18・富益町字新開壱 1の17・字新開弐 22の10・22の12・字新開参 24の3・24の4・26の16・26の17（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、字新開四 50の10、50の11（次の図に示す部分に限る。）、51の8、53の9、字新開五 54の3・56の9・57の8・字新開六 67の14・68の13・69の17・字新開七 70の10・70の11・71の7（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、字新開八 99の2、100の3、100の5・112の9・112の10・字新開九 121の3・128の4・136の4・字新開拾 139の9・140の11・154の5・155の7・字新開拾壱 164の8・185の5・188の5・198の7・字新開拾弐 208の4・210の8・225の10・字新開拾参 226の8・226の10・230の5（以上20筆について次の図に示す部分に限る。）、233の7、236の9、夜見町字砂浜三 3097の20・3097の23（以上

2筆について次の図に示す部分に限る。) 、3099の8、字砂浜四 3100の9、3101の10・3101の12(以上2筆について次の図に示す部分に限る。) 、字砂浜五 3103の21、3103の27・3103の28(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所在場所

米子市和田町字浜田灘東1の6・字二割屋敷東3688の18・富益町字新開老 1の17・字新開式 22の10・22の12・字新開参 24の3・24の4・26の16・26の17(以上9筆について次の図に示す部分に限る。) 、字新開四 50の10、50の11(次の図に示す部分に限る。) 、51の8、53の9、字新開五 54の3・56の9・57の8・字新開六 67の14・68の13・69の17・字新開七 70の10・70の11・71の7(以上9筆について次の図に示す部分に限る。) 、字新開八 99の2、100の3、100の5・112の9・112の10・字新開九 121の3・128の4・136の4・字新開拾 139の9・140の11・154の5・155の7・字新開拾壹 164の8・185の5・188の5・198の7・字新開拾貳 208の4・210の8・225の10・字新開拾参 226の8・226の10・230の5(以上20筆について次の図に示す部分に限る。) 、233の7、236の9、夜見町字砂浜三 3097の20・3097の23(以上2筆について次の図に示す部分に限る。) 、3099の8、字砂浜四 3100の9、3101の10・3101の12(以上2筆について次の図に示す部分に限る。) 、3102の10、字砂浜五 3103の21、3103の27・3103の28(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第530号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定に基づき、平成30年9月1日に海面における漁業の免許をしたので、次のとおり告示する。

平成30年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 免許番号 海共第4号

(2) 漁業権者の住所及び名称

東伯郡北栄町弓原334

中部漁業協同組合

(3) 免許の内容

平成30年鳥取県告示第385号(海面における漁業権の免許の内容たるべき事項等について。以下「免許内容告示」という。)1(1)のとおり

(4) 制限又は条件

ア 標識として一辺の長さが50センチメートル以上の旗をその部分が水面上1.5メートル以上の高さになるように設置しなければならない。

標識は、漁具の袋網部及び左右両側の袖網部にそれぞれ1箇所以上、計3箇所以上設置することとし、袋網部の標識には1本の竿に赤色旗及び白色旗を、右側の袖網部の標識には白色旗を、左側の袖網部の標識には赤色旗を用いるものとする。ただし、夜間にあっては、旗を灯火に代えて標識を設置しなければならない。

- イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
- 2(1) 免許番号 海区第1号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示2(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
- 3(1) 免許番号 海区第2号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示3(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
- 4(1) 免許番号 海区第3号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
岩美郡岩美町大字田後68
田後漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示4(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
- 5(1) 免許番号 海区第4号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示5(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

- (5) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
- 6(1) 免許番号 海区第5号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示6(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
- 7(1) 免許番号 海区第6号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示7(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
- 8(1) 免許番号 海区第7号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示8(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
- 9(1) 免許番号 海区第8号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示9(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

- 10(1) 免許番号 海区第9号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示10(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
- 11(1) 免許番号 海区第10号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示11(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
- 12(1) 免許番号 海区第11号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示12(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
- 13(1) 免許番号 海区第12号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示13(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
- 14(1) 免許番号 海区第13号

- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示14(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
- 15(1) 免許番号 海区第14号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示15(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
- 16(1) 免許番号 海区第15号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示16(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
- 17(1) 免許番号 海定第1号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示17(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成30年9月1日に内水面における漁業の免許をしたので、次のとおり告示する。

平成30年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 免許番号 内共第4号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市湖山町南一丁目969-5
湖山池漁業協同組合
- (3) 免許の内容
平成30年6月5日付鳥取県告示第386号（内水面における漁業権の免許の内容たるべき事項等について。）
1(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
漁業生産力の向上に向け、放流量等は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。
- (5) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

鳥取県告示第532号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第1項の規定に基づき、平成30年9月1日に内水面における第五種共同漁業権の免許を受けた者の定めた遊漁規則を次のとおり認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成30年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 漁業権者の名称及び住所 湖山池漁業協同組合
鳥取市湖山町南一丁目969-5
- 2 漁業権の免許番号 共同漁業権内共第4号
- 3 遊漁規則の内容
 - (1) 目的
この規則は、湖山池漁業協同組合が免許を受けた第五種共同漁業権に係る平成30年鳥取県告示第386号（内水面における漁業権の免許たるべき事項等について）の1の(1)のウに規定する漁場の区域（以下「漁場の区域」という。）において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお及びえびをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
 - (2) 遊漁の承認及び遊漁料の納付義務
 - ア 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
 - イ アの申請は、次の様式による申請書でなければならない。

<p style="margin: 0;">遊漁承認申請書</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">湖山池漁業協同組合 様</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">私は、湖山池漁業協同組合の漁場区域内で遊漁を行いたいので、承認していただきますようお願いいたします。</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">平成 年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 100px;">住所 氏名</p>
--

年 令			
連絡先	電 話		
	メー ル		
生年月日	昭和・平成 年 月 日		
種 別			
		一日券	年券
鳥取市民		無料	
鳥取市外	① 一般	1,000円	10,000円
	② 中学生以下・80歳以上	無料	
	③ 高校生（証明 有・無）	500円	5,000円
	④ 身障者（証明 有・無）	500円	5,000円

ウ 組合は、アの申請があったときは、当該遊漁の承認により水産動物の繁殖保護若しくは組合員若しくは他の遊漁者（アの承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は(11)に該当する場合を除き、アの承認をするものとする。

エ アの申請を行った者は、その承認を受けたときには、直ちに(7)の遊漁料を(7)のウの方法により、組合に納付しなければならない。

(3) 漁具又は漁法等の制限

ア 次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により遊漁をしてはならない。

(ア) さお釣及び手釣（引懸（ゾロ）及びルアーを除く。）

(イ) たも網

(ウ) 徒手採捕

イ 船又はいかだ等を用いてはならない。

ウ 撒き餌（アミ）をしてはならない。

(4) 遊漁期間

次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁であって、それぞれ同表の中欄に掲げる漁法によるものは同表の右欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

水産動物の名称	漁法	期間
こい及びふな	たも網	7月16日から翌年5月14日まで
しらうお	〃	4月1日から翌年1月31日まで

(5) 禁止区域等

ア (4)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。

区域	期間
鳥取市金沢における長柄川河口からその上流500メートルの区域及び同河口からその右岸150メートル、左岸50メートルの間の沖合100メートルまでの区域	1月1日から12月31日まで
鳥取市金沢の忠魂碑と宇田川尻の枝川河口右岸を結ぶ線以西の区域	
石がま	
石がまの周辺18メートル以内の区域	10月1日から翌年7月15日まで
鳥取市福井の福井川河口から上流660メートルまでの区域	5月15日から翌年7月15日まで
鳥取市金沢の坂津橋下流端から下流の宇田川の区域	

鳥取市松原の枝川河口から上流595メートルまでの区域
鳥取市高住の高住川河口から上流315メートルまでの区域
鳥取市布勢の県道湖山停車場布勢線の西側路端から下流の新内新田川の区域及び旧内新田川の区域
鳥取市湖山町南二丁目の古川と垂井川との合流点に設置された扉門の上流端からその上流370メートルまでの垂井川の区域

イ (4)及び(ア)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の中欄に掲げる区域内において同表の右欄に掲げる期間内は、行ってはならない。

水産動物の名称	区域	期間
こい及びふな	湖山池の全域	5月15日から翌年7月15日まで
しらうお	鳥取市高住字濱手136-13から158-2にかけての岸から沖合30メートルの間の区域	3月1日から翌年5月31日まで
	鳥取市良田の農業廃水路において、県道鳥取鹿野倉吉線から河口を経て沖合30メートルの間の区域	
	鳥取市良田字大黒見638から同市松原字新開田597-1にかけて岸から沖合30メートルの間の区域	
	鳥取市金沢字町山分758から同市金沢字大門山分757にかけて岸から沖合30メートルの間の区域	
	鳥取市三津1232-3から1233-1にかけて岸から沖合30メートルの間の区域	

ウ 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の中欄に掲げる漁具又は漁法により、同表の右欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁を行ってはならない。

区域	漁具又は漁法	水産動物の名称
湖山川(鳥取市湖山町東三丁目と同市賀露町南一丁目の境界線から下流の区域)	手釣及びさお釣以外の漁具・漁法	こい、ふな、うなぎ又はわかさぎ

(6) 全長制限

次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを対象とする遊漁を行ってはならない。

水産動物の名称	全長
こい	15センチメートル以下
うなぎ	30センチメートル以下

(7) 遊漁料の額及び納付方法

ア 遊漁料の額は、1日1,000円、1年10,000円とする。

イ アの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

区分	遊漁料
鳥取市に住所を有する者	無料
鳥取市外に住所を有する者で、中学生以下又は80歳以上のもの	無料
鳥取市外に住所を有する者で、高校生又は身体障害者(身体障害者手帳所持者に限る。)	アに規定する額の2分の1の額

ウ 遊漁料の納付は、湖山池漁業協同組合事務所(鳥取市湖山町南一丁目969-5)においてしなければならない。

(8) 遊漁承認証に関する事項

ア 組合は、(2)のアの承認をしたときは、次の様式による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

No.		遊漁承認証	
氏名		大・昭・平 年 月 日生	
住所			
交付	平成 年 月 日		
平成 年 月 日まで有効			
鳥取市湖山町南一丁目969-5			
湖山池漁業協同組合			
電話 0857-28-1078			

イ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(9) 遊漁に際し守るべき事項

ア 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

イ 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

ウ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(10) 漁場監視員

ア 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

イ 漁場監視員は、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(11) 違反者に対する措置

ア 組合は、遊漁者が(2)のアに違反し、組合の承認を受けずに遊漁を行ったときは、(7)のア及びイに定める遊漁料に10,000円を加えた額を徴収するものとする。

イ 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、または以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

4 遊漁規則施行の日 平成30年9月1日

鳥取県告示第533号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年9月4日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人あかり広場	米子市皆生温泉二丁目2-8	にちなんつなでホーム	日野郡日南町生山346-1	共同生活援助	平成30年9月1日

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量 米子コンベンションセンター自動制御設備更新業務 一式

- | | |
|--------------------|---|
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成30年7月26日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 島根電工株式会社
島根県松江市東本町五丁目63 |
| 5 契 約 金 額 | 36,720,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。
(政令第11条第1項第2号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県地域振興部文化政策課
鳥取市東町一丁目220 |

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県警察組織犯罪対策情報管理システム賃貸借及び保守業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成30年8月17日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社コア中四国カンパニー
広島県広島市西区草津新町一丁目21-35 |
| 5 落 札 金 額 | 月額502,470円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成30年6月12日 |
| 7 落 札 方 式 | 総合評価落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 |